

長浜市告示第 2 5 7 号

長浜市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱（平成27年長浜市告示第113号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

第 3 条第 1 項中「会議は、」の次に「長浜市庁議等設置規程（平成24年長浜市訓令第 9 号）別表第 1 に掲げる者及び」を加え、同条第 3 項中「、市長」を「市長」に改め、同条第 4 項中「健康推進課及び防災危機管理局」を「健康福祉部健康推進課及び防災危機管理局防災危機管理課」に改める。

第 4 条第 4 項中「別表第 1 に掲げる者」を「前条第 1 項に規定する構成員」に改める。

第 5 条第 2 項中「幹事会は、」の次に「長浜市庁議等設置規程別表第 2 に掲げる者（未来創造部長を除く。）及び」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

議会事務局長 市立長浜病院長 長浜市立湖北病院長 長浜赤十字病院長 湖北地域 消防本部消防長 長浜警察署長 木之本警察署長 湖北広域行政事務センター事務局 長 長浜水道企業団局長 滋賀県長浜保健所長

別表第 2 （第 5 条関係）

長浜市立湖北病院管理課長 長浜赤十字病院総務課長 湖北地域消防本部救急課長 長浜警察署警備課長 木之本警察署警備課長 湖北広域行政事務センター業務課長 長浜水道企業団総務課長 滋賀県長浜保健所次長
--

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。